

# 石 金造

ISHIZUCHI

# 3

共済だより

平成27年(2015)

Vol.283



©竹谷隆之/鬼北町

鬼王丸(鬼北町提供)

被扶養者の異動手続はお早めに！	2
医療費の払戻しに係る取扱いの 変更について/他	3
平成27年10月から標準報酬制へ 移行します。(第2回)	4
知っておきたい！退職後の共済制度	6
教育ローン・マイカーローンの ことなら共済組合へ！	10
保証人について正しい知識を 持ちましょう！	11
平成25年度 特定健康診査・ 特定保健指導の実施結果について	12
平成27年度 人間ドック等申込状況のお知らせ/他	14
食生活で検査数値を改善！	15

## CONTENTS

愛媛県市町村職員共済組合  
<http://www.ehime-kyosai.jp/>

# 卒業、進学、就職の春です

## 被扶養者の異動手続は

### お早めにお願ひします

今年度も残すところあと1か月となり、卒業、進学、就職など、ご家族に異動が多い時期を迎えました。

被扶養者の方に異動が生じた場合は、被扶養者の認定・取消等の手続が必要となります。年度が替わる忙しい時期、異動手続を忘れがちになりますので、参考（下図）で被扶養者の異動手続の必要があるか確認していただき、該当となる組合員の方は、速やかに手続をお願いします。

### 就職するとき

被扶養者の取消手続が必要となりますので、次の書類を提出してください。

- 被扶養者申告書
- 組合員被扶養者証

### 学校を卒業したが就職ができないとき

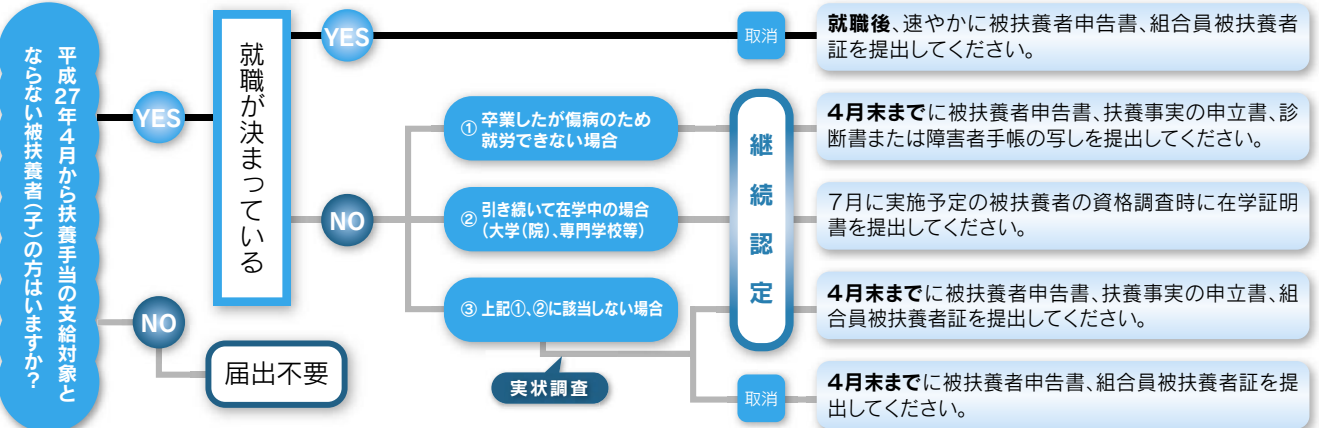
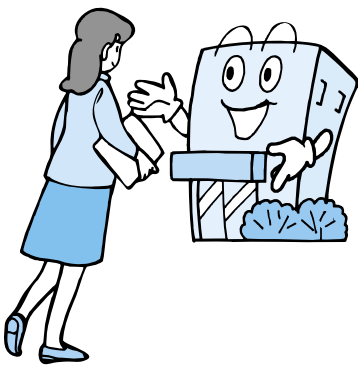
学校卒業後、就労の意思がありませんが就職が決まらなかったため、引

き続き組合員の扶養を受ける場合は、次の書類を**4月末まで**に提出してください。

- 被扶養者申告書
- 扶養事実の申立書
- 組合員被扶養者証

扶養の事実・扶養しなければならぬ実状を調査確認したうえで、認定の可否を判定します。（認定期間については、扶養の実態により最長1年の期限になります。）

※詳細については、所属所の共済事務担当課（係）又は共済組合総務係（TEL089-945-6315）へお問い合わせください。



## 組合員証の提示にご注意ください

被扶養者の取消後は、組合員被扶養者証を使用して保険医療機関等を受診することはできません。勤務先の健康保険等に加入するなど保険証が変わった場合は、医療機関等の窓口には必ず申出を行い、新しい保険証を提示するようにしてください。

取消手続が遅れ、そのまま組合員被扶養者証を使用して保険診療を受けた場合には、**取消日に遡って共済組合が支払った医療費を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。**



## 上位所得者に係る医療費の 払戻金の基礎控除額について

共済組合では医療費の自己負担額（高額療養費相当分を除く。）が診療報酬明細書1件につき、基礎控除額の2万5千円を超える場合に、その超える額（100円未満の端数切捨て・支給額1000円未満不支給）について払戻し（以下「一部負担金払戻金等」という。）を行っています。

ただし、上位所得者（注）については、平成25年4月診療分から基礎控除額を左表のとおり段階的に引き上げております。平成27年4月診療分以降は5万円を超える場合に、一部負担金払戻金等が支給されます。

### 上位所得者に係る基礎控除額の段階的な引上げ

実施時期	基礎控除額
平成25年4月 診療分から	33,000円 (66,000円)
平成26年4月 診療分から	41,000円 (82,000円)
平成27年4月 診療分から	50,000円 (100,000円)

※（ ）内の額は高額療養費が世帯合算に該当する場合の金額  
 (注) 上位所得者とは、給料月額424,000円(特別職は53万円)以上の組合員

## 接骨院・整骨院（柔道整復師の施術）では、 単なる肩こりなどに組合員証は使えません。



柔道整復師（接骨院・整骨院）から受ける施術には、共済組合から療養費として給付を受けられる場合と給付を受けられない場合があります、それぞれ以下のとおりとなっています。

近年、一部の柔道整復師による架空請求や水増し請求等の不正請求に関する記事が、新聞等でも取り上げられ社会問題となっています。このような不正請求を防ぐためにも、受診の際は、負傷の原因を正確に伝えて下記のルールを守り正しく施術を受けましょう。

※ 接骨院や整骨院の看板に「各種保険取扱」と書かれている場合がありますが、組合員証が使えるケースは下記の「共済組合の給付を受けられる場合」のみですのでご注意ください。

### 共済組合の給付を受けられる場合（一部負担）

- 打撲、ねんざ、挫傷（肉離れ等）
- 骨折、脱臼などの応急処置  
 （応急手当後の施術については、医師の同意が必要です。）



組合員証等を提示して施術を受けた場合、「療養費支給申請書」に署名が必要になりますが、この申請書には傷病名や施術内容などが記載されていますので、必ず内容（傷病名、日数、金額など）を確認して署名してください。

また、領収書は必ずもらうようにして、金額などに相違がないか確認しましょう。医療費控除を受け際にも必要となりますので大切に保管してください。

### 共済組合の給付を受けられない場合（全額自己負担）

※この場合は、組合員証等は使えません。全額自己負担となります。

- 日常生活における疲労、肩こり、腰痛
- あんま・マッサージ代わりの利用
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 内科的原因による疾患（神経痛やリウマチなどからくる凝りや痛み等）
- 骨折、脱臼（応急処置又は医師の同意が得られているものを除く）
- 症状の改善がみられない長期の施術 など



平成27年10月から

# 標準報酬制に移行します(第2回)

標準報酬制への移行については、「石鎚」282号にてお知らせしたところですが、今回は、報酬の範囲及び標準報酬の決定と改定についてお知らせいたします。

## 【報酬の範囲について】

前回お知らせしたとおり、「標準報酬」の算定基礎となるのが「報酬月額」です。

この報酬月額に含まれる報酬の範囲は、労働の対価として受け取る給料・諸手当の全てですが、期末・勤怠手当や臨時に受けとるものは含まれません。

また、報酬には通貨以外で支払われたものも含まれます。具体的には、通勤手当に相当するものとして支払われる定期券・回数券などや住宅・被服などがあります。

ただし、出張旅費、労務の対償とならない年金、共済組合からの給付金、預金利息等は含まれません。

なお、報酬は性質に応じて「固定的給与」と「非固定的給与」に区分されます。(表①参照)

この区分については、各市町村の条例に基づいて所属所で判断していただくこととなります。

表① 固定的給与と非固定的給与の区分例

固定的給与	給料、扶養手当、通勤手当、住居手当 外
非固定的給与	特殊勤務手当、時間外勤務手当 外

## 【標準報酬の決定と改定について】

標準報酬の決定と改定には次の5種類があります。

### 決定

#### ① 資格取得時決定

資格取得時現在の報酬額を報酬月額として標準報酬が決定されるものです。

#### ② 定時決定

毎年7月1日現在の組合員について同日前3月間に(4〜6月)に受けた報酬総額を3で除した額が報酬月額として標準報酬が決定されるものです。

※ただし、平成27年10月からの標準報酬は、平成27年6月の報酬月額に基づき決定されます。

### 改定

#### ③ 随時改定

組合員の固定的給与に著しい変動があり、かつ、継続した3月間の報酬総額が従来の報酬総額に比べて著しい高低を生じている場合に改定されるものです。

#### ④ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了時に3歳に満たない子を養育する場合、申出することによって育児休業等終了日の翌日から2月を経過した日の属する月の翌月から改定されるものです。

#### ⑤ 産前産後休業終了時改定

産前産後休業終了日にその産前産後休業に係る子を養育する場合、申出することによって産前産後休業終了日の翌日から2月を経過した日の属する月の翌月から改定されるものです。

※給与の遡及改定があった場合の取扱いは別紙を参照してください。

7月以降に給与改定又は昇給、昇格等が6月以前に遡及して行われた場合は、その改定等があった月の属する年度の9月1日からの標準報酬について見直しが行われ、同日に遡及して標準報酬の改定が行われます。

【標準報酬の有効期間について】

決定・改定された標準報酬には、有効期間が定められます。(表②参照) この期間に応じて、標準報酬の決定・改定が行われます。



表② 標準報酬の有効期間

種類	決定・改定時期	有効期間
資格取得時決定	1. その年の1月～5月のとき 2. その年の6月～12月のとき	1. その年の8月まで、又は随時改定等が行われるまで 2. 翌年の8月まで、又は随時改定等が行われるまで
定時決定	7月	その年の9月から翌年8月まで、又は随時改定等が行われるまで(6/1～7/1までの資格取得者及び7月～9月までに随時改定が行われる者を除く)
随時改定	1. その年の1月～6月のとき 2. その年の7月～12月のとき	1. その年の8月まで、又は随時改定等が行われるまで 2. 翌年の8月まで、又は随時改定等が行われるまで
育児休業等終了時改定	1. その年の1月～6月のとき 2. その年の7月～12月のとき	1. その年の8月まで、又は随時改定等が行われるまで 2. 翌年の8月まで、又は随時改定等が行われるまで
産前産後休業終了時改定	1. その年の1月～6月のとき 2. その年の7月～12月のとき	1. その年の8月まで、又は随時改定等が行われるまで 2. 翌年の8月まで、又は随時改定等が行われるまで

【標準報酬の算定について】

① 支払基礎日数

その月の報酬支払の基礎となった日数を「支払基礎日数」といい、原則として17日未満の場合は、その月は除いて算定されます。

なお、この基礎となった日数には、各地方公共団体の条例で定められている勤務を要しないとされている日は含まれません。

② 休職等の取扱い

欠勤等により、報酬の一部又は全部が支給されない場合は、休職事由が発生する直前の標準報酬の基礎となつてゐる報酬月額により算定されます。

ただし、育児短時間勤務により報酬の一部が支給されない場合は実際に受けた報酬に基づき算定されます。

※標準報酬の保険者算定

通常の方法では算定困難な場合、又は算定結果が著しく不当な場合は、同様の職務に従事する職員の報酬月額や事情等を考慮して組合が適当と認めて算定した額を報酬月額と

することができま

【標準期末手当等の額の決定について】

標準期末手当等の額は、組合員がその月に受けた「期末手当等の額」を算定の基礎として決定されます。

この期末手当等の額には期末手当、勤勉手当などが考えられます。

なお、標準期末手当等の額は「組合員」が期末手当等を受けた月において決定されるとされていることから、組合員の資格喪失後に支給される期末手当等の額に基づく標準期末手当等の額の決定は行われません。



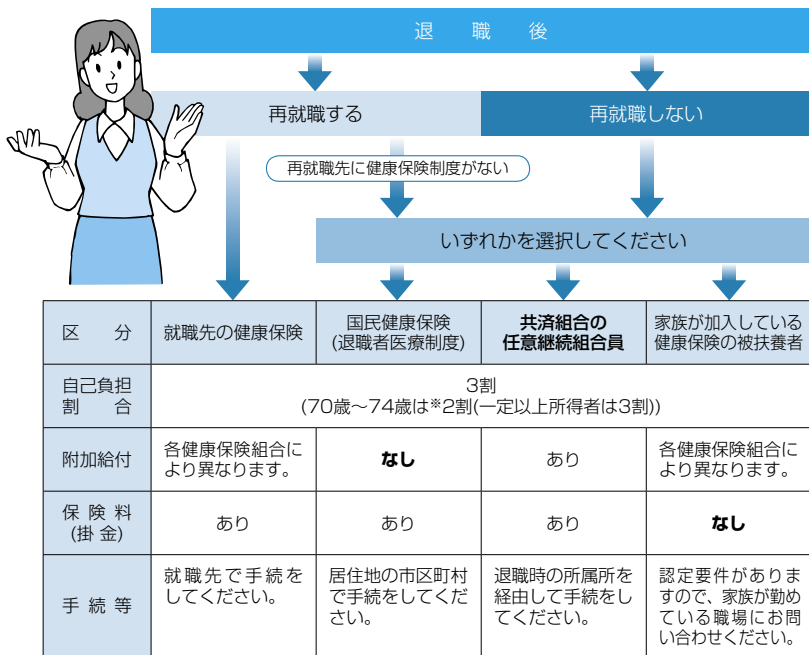
# 知っておきたい！

# 退職後の共済制度

平成26年度退職予定者  
相談会全日程終了  
参加者436人

退職間近の組合員の皆さんを対象に、退職後の生活設計の参考としていただくため、平成26年度退職予定者相談会を県内10箇所で開催し、先月24日に全日程を終了しました。

この相談会では、まず始めに全体説明会として、退職後に加入する医療保険制度（主に共済組合の任意継続組合員制度）について、また、退職共済年金の支給開始年齢や仕組み等一般的な事項について説明を行い、その後、個々の事情により確認したいことなどがある方を対象に、個別相談会を開催しました。なお、概要は次のとおりです。



## 【60歳未満の被扶養配偶者がいる場合】

組合員が退職後、再就職しない場合には、その被扶養配偶者(60歳未満の者)は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更となり、国民年金の保険料を納付する必要があります。

手続については、居住地の市区町村役場にご照会ください。



## 医療保険

退職後は、退職日の翌日から組合員の資格を喪失しますので、上図のいずれかの医療保険制度への加入手続を行う必要があります。

ここでは、共済組合の任意継続組合員制度について説明します。

### 任意継続組合員制度とは？

共済組合に任意継続掛金を納付することにより、退職後も引き続き在職中と同様に短期(医療)給付(休業給付は除く。)と共済貯金などの福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

### 【加入要件】

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方。

### 【申請手続】

退職の日から20日以内に、退職時の所属所を經由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

### 【加入できる期間】

2年間で限度とし、申出により途中で脱退することもできます。

### 【掛金について】

短期給付に必要な費用は、組合員と地方公共団体が折半により負担することとされていますが、退職後、任意継続組合員となった場合は、地方公共団体の負担分を含めた額が任意継続掛金となります。

また、40歳以上65歳未満の方は、介護保険の保険料の納付が必要です。掛金額の算定方法については、次頁を参照してください。

### 【掛金の納付方法】

毎月払い、半年前納、1年前納(年度単位)の3通りの方法があり、半年前納、1年前納については、割引制度が適用されます。

【被扶養者について】

退職時に被扶養者として認定されていた方は、認定要件に変更がなければ、引き続き被扶養者として認定が受けられます。

お願い

組合員証の返納は速やかに！

退職日の翌日以降、組合員証は使用できなくなりしますので、退職の際には必ず「組合員証」を所属所の共済事務担当課(係)を経由して共済組合へ返納してください。

また、「組合員被扶養者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されている場合は、あわせて返納してください。

任意継続と国保  
どちらに加入するほうが有利？

医療給付については、前述のとおり、医療費の自己負担割合は各健康保険制度で全て同じとなっています。ただし、自己負担額が基準額を超えた場合、任意継続組合員制度(以下「任意」という。)では一部負担金

払戻金等の附加給付が受けられるので、当該給付のない国民健康保険(以下「国保」という。)と比べ、給付内容において有利であると言えます。

また、掛金(保険料)の比較では、退職後1年目は、国保の場合、前年(現職時)の収入を基に保険料が算定されることから、任意継続のほうが低くなる場合が多いようですが、退職後2年目については、収入の減少により国保の保険料のほうが低くなる場合が多いようです。

なお、国保の保険料は世帯ごとに算定され、上限額も設定されていることから、既に国保に加入されているご家族がいる場合には、保険料の追加が少額で済むケースがありますので、市区町村の国保担当窓口にてご確認ください。

退職後1年目は任意継続に加入し、2年目は国保に切り替えることも出来ますので、ご自分の状況にあわせて医療保険制度を選択してください。



※国保など他の医療保険制度に一度加入されますと、その後任意継続に加入することはできませんので、ご注意ください。

平成27年度任意継続掛金(短期掛金・介護掛金)について

平成27年度の任意継続組合員に係る掛金率及び掛金額は、下表のとおりとなります。

任意継続掛金の算定式

次の①、②のいずれか低い額に掛金率を乗じて求めます。

- ① 退職時の掛金の標準となった給料月額  
(ただし、組合員期間が15年以上、かつ55歳以上で退職した場合は、退職時の給料月額に80/100を乗じた額)
- ② 平均給料月額(平成27年1月1日現在における現職組合員の平均給料月額)322,000円  
(平成26年度:310,000円)



$$\begin{matrix} \text{任意継続掛金の基礎となる給料月額} \\ \text{(①、②のいずれか低い額)} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{短期掛金率} \\ \text{介護掛金率} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{短期掛金額(月額)} \\ \text{介護掛金額(月額)} \end{matrix}$$

※1 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。  
2 掛金率及び平均給料月額は、年度によって変わる場合があります。

支払方法による年間掛金額(上限額)の比較

区分	年間掛金額	
	27年度	26年度
毎月払い	486,864円 (57,960円)	493,452円 (56,544円)
半年前納	482,122円 (57,396円)	488,645円 (55,993円)
1年前納	478,221円 (56,931円)	484,692円 (55,540円)

掛金率及び月額掛金の上限額

区分	27年度	26年度
掛金率	126.00% (15.00%)	132.65% (15.20%)
月額掛金の上限額	40,572円 (4,830円)	41,121円 (4,712円)

※( )内は介護掛金率及び介護掛金額です。

※1 平成27年4月に資格取得した場合の掛金額です。  
2 半年または1年前納の場合には、割引が適用されます。  
3 ( )内は介護掛金額です。

# 年金

## 【平成26年度に 退職する方の場合】

平成27年10月からいよいよ被用者年金は一元化され、共済年金は厚生年金に統一されます。これにより平成27年10月以降に受給権が発生する方は、年金の名称が退職共済年金ではなく老齢厚生年金となり、年金の請求手続き方法も変更となる見込みですが、詳細については未定となっています。

そのため、ここでは一元化までに受給権が発生する方の年金の請求等についてご案内します。

## 年金の決定請求・退職 改定請求について

昭和28年4月2日以降生まれの一般組合員は年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられる（注1）こととなっています。

その中で組合員期間1年以上の

方が支給開始年齢に到達し退職共済年金の受給権が発生する場合は、年金の請求をしていただくこととなりますが、**再任用で在職中**（再任用職員としてフルタイム勤務などにより引き続き組合員資格を有している状態。以下同じ。）の方とそうでない方では取り扱いが異なります。

**再任用で在職中**の方は、在職中であっても所属所から渡される請求書を提出する必要がありますが、原則、全額支給停止となります。また、再任用の退職時には、受給権発生時から退職するまでの組合員期間と給料（期末手当等を含む。）を追加算入し再計算をする「退職改定」の請求が必要となります。

**再任用で在職中以外**の方は、支給開始年齢到達月の翌月分（注2）から給料比例部分の支給が始まりますので、本組合から自宅へ送付される請求書を支給開始年齢到達以後に元の所属所へご提出ください。（ただし、昭和29年4月2日から同年6月1日生まれの方は、所属所から請求書が渡されま

このほか、遺族の年金や障害の年金を受給中の方が、退職共済年金の受給権を有する場合には、原則として、いずれか一つの年金を選択するようになりますのでご注意ください。

（注1）一定条件に該当する特定消防組合員の給料比例部分支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

（注2）今年の3月末で定年退職となる昭和29年度生まれの一般組合員については、61歳到達月の翌月分からとなります。

## 退職届書の提出について

退職の時点では年金の支給開始年齢に達しておらず年金請求権がない場合は、「退職届」を提出することになります。この届書を提出された方には、「組合員期間登録通知書」を交付します。

なお、住所・氏名を変更する場合は、必ず共済組合年金係にご連絡ください。

## 障害の状態にある方の 特例について

障害の状態にある方については、障害共済年金や退職共済年金の障害者特例の制度がありますので所属所の共済事務担当課（係）又は共済組合年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、身体障害者手帳の等級とは異なります。

## 再就職される皆様へ

年金受給権者が民間会社等に再就職し雇用保険に加入した場合には、退職後に失業給付を受給することができます。しかし、65歳未満の退職共済年金受給者が失業給付を受給した場合、受給している間は、失業給付の額にかかわらず、退職共済年金（職域年金部分を除く。）が支給停止となります。一方、老齢厚生年金は全額支給停止となります。再就職先を退職して失業給付の受給申請をする際は必ず共済組合年金係までご連絡ください。



## 貯金事業

年利1.0%

(税引後0.79685%)

共済貯金は、退職後に共済組合の任意継続組合員となった場合に限り、現職のときと同様に引き続きご利用いただけます。預入は「臨時増額貯金払込通知書」により共済貯金払込取扱金融機関から振込みを行うことで、払戻は「共済貯金払戻請求書」を共済組合へ提出することで、ご利用いただけます。なお、退職後は定例貯金(毎月貯金・賞与貯金)のご利用ができなくなりますので、毎月貯金・賞与貯金それぞれの中止届(変更届)の提出が必要です。

また、現在口座をお持ちでない方も新たに加入いただけますので、退職金の運用先としてご利用ください。

任意継続組合員にならない場合又は任意継続組合員でなくなった場合は解約していただくこととなる

ります。「共済貯金解約請求書」を、所属所の共済事務担当課(係)を通じてご提出ください。

共済貯金の解約送金の日は通常月末となっておりますが、3月5月は特に請求件数が多いため、受付次第、順次送金いたします。

なお、各月下旬に解約請求書を提出された場合は、至急の申出をいただきましても当月内の送金に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

### 共済貯金払戻請求書の受付締切及び送金予定日について

払戻金額	定例締切日	定例送金日
300万円以下	火曜日	金曜日
300万円超(通常の場合)	月末営業日の3営業日前	月末営業日の1営業日前
300万円超(至急の場合)	火曜日	金曜日

※300万円超の場合、請求書の至急・月末のいずれかを○で囲んでください。表示のない旧様式をご使用のときは朱書きで余白に至急・月末のいずれかをご記入ください。

※月初め、年末年始、連休期間中等の締切予定日・送金予定日は、変更になることがあります。詳しくは、共済組合ホームページに掲載の「貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

## 貸付事業 物資供給事業

退職後のご利用はできません(任意継続組合員となった場合でもご利用できません)。ので、退職するときに貸付又は物資供給事業の未償還金が残っている場合は、退職金から控除させていただきます。

## 保健事業

退職後は、人間ドック等利用助成などの保健事業はご利用できません。

ただし、任意継続組合員となった場合は、特定健康診査・特定保健指導のみご利用できます。

毎年6月上旬に、「特定健康診査受診券」を、また特定健康診査の結果で特定保健指導の対象となった方には、随時「特定保健指導利用券」を送付いたします。受

診券・利用券は、共済組合の契約機関にてご利用できますので、健康管理・生活習慣の見直しなどに是非お役立てください。



ご入学・ご進学おめでとうございます！

# 入学・修学貸付受付中です

教育ローンのことなら共済組合へ  
利用申込はお早めに

共済組合では、組合員又は被扶養者(共済組合の被扶養者の認定を受けていない子を含む。)の入学・修学に必要な資金の貸付(入学貸付・修学貸付)を行っています。貸付の**申込時期**は**3月～4月**です。**5月以降は、貸付額が制限**される場合や**貸付できない**場合がありますので、利用を希望される方は、お早めに所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

	入学貸付	修学貸付
貸付事由	<b>入学時に要する諸費用</b> ● 入学金、教科書代、授業料等 ● 敷金礼金等 ● 受験料	<b>修学(進学・進級)に要する諸費用</b> ● 当該年度分の授業料、通学費用 ● 家賃
貸付限度額	給料月額6か月分以内 (200万円を超える場合は200万円) ※1万円単位	修業年限の年数に相当する月数1月につき 10万円以内(年額120万円を超える場合は120万円) ※1万円単位
貸付利率等	○ 貸付利率は、 <b>年2.66%</b> ※ <b>貸付利率</b> は、貸付規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴い <b>変動</b> します。 ○ 修学貸付は修業期間中、入学貸付は申し出があった場合に、修業年限を限度として元金の償還が据え置かれます。(元金据置期間中は利息分みの償還になります) ○ 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が <b>給料月額の30%</b> を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が <b>年収の30%</b> を超える場合は、貸付を受けられません。 ○ 制度の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。その他ご不明な点は、共済組合貯金貸付係又は所属所の共済事務担当課(係)までお問い合わせください。	

## マイカーローンは共済組合が 便利でお得

物資供給事業契約業者(物資指定店)では、共済組合の立替払い(ローン)で自動車等の生活必需品が購入できます(上限**200万円**)。

償還(返済)方法は、支払い忘れのない給与控除で、毎月給料からは60回以内、賞与からは立替金額の半分以上でそれぞれ自由に設定できますので、ご利用をご検討ください。

なお、事業の詳細及び指定店名簿につきましては、共済組合ホームページをご覧ください。

物資供給事業のご案内

年利 **2.9%**  
(変動金利)

平成27年3月1日現在



組合員の  
皆様へ

# 保証人について 正しい知識を持ちましょう!

保証人になってくれと頼まれている方はもちろん、今すぐでなくても保証人を頼まれることは一生に何度か訪れると思います。ただし、保証人と一言でいっても民法上の保証人と身元保証の身元保証人があります。ここでは、金融機関等の債権者と保証契約によってなされる保証人についてお示しします。

この保証人には、単なる「保証人」と「連帯保証人」があり、両者には大きな違いがあります。どちらの保証人になるにせよ、責任が重いことには変わりはありませんが、特に連帯保証人は、取り返しのつかない重い責任を負うことになりかねません。

今後のためにもその違いをよく認識し、正しい知識を身につけることが必要です。

## 保証人

単なる保証人とは、「主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う者」と民法に規定されています(民法446条)。すなわち、主たる債務者がお金を返済しない場合に、借りた人に代わって、そのお金を返済することを約束した人です。

また、保証人には、以下に掲げる3つの権利が与えられています。

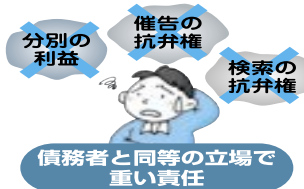
- ① 催告の抗弁権(民法452条)**  
債権者が債務者よりも先に保証人に支払い請求してきた場合、自分より先に債務者に請求するように言う権利。
- ② 検索の抗弁権(民法453条)**  
債権者から保証人が請求を受けた際に、債務者に財産があることを証明し、その請求を拒否できる権利。
- ③ 分別の利益(民法456条)**  
保証人が複数名いる場合、一人が負うべき保証債務は頭数を平等に分けて分担した金額のみとなります。

## 連帯保証人

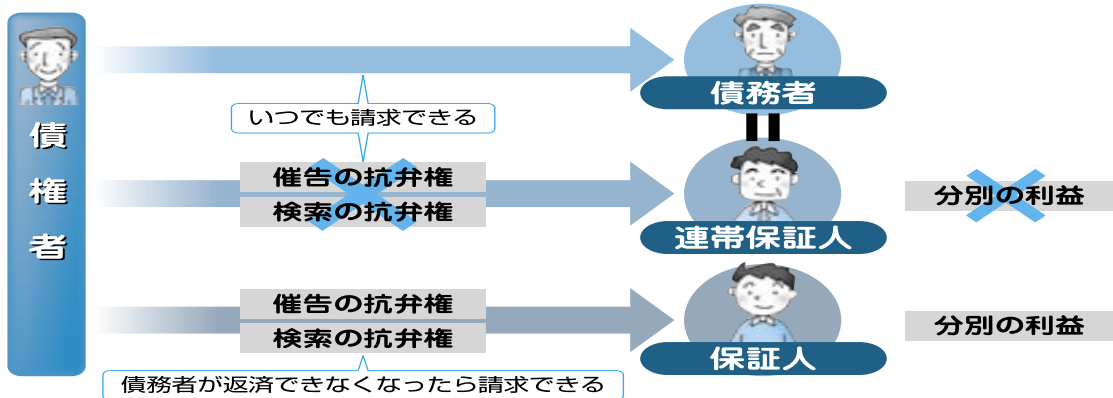
一般的に、金銭消費貸借契約において保証人といえば、連帯保証人のことを指します。そして、連帯保証人は、単なる保証人と違い、債務者とともに債務返済の責任を負うこととなります。

### 連帯保証人＝債務者

連帯保証人には、保証人に与えられている「催告の抗弁権」、「検索の抗弁権」がありませんので、債権者からいついかなる場合に請求を受けても拒否できません。また、「分別の利益」もありませんので、連帯保証人一人ひとりが債務者と同様に債務の全額を保証しなければなりません。



## 保証人および連帯保証人の契約・権利関係



## 物資指定店の追加・変更・取消

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	H26.12.31	(有)南郡モータース			自動車
	H26.12.31	(有)長野自動車			自動車
	H26.12.31	(有)昭和自動車			自動車
	H26.12.31	(有)鈴木自動車			自動車 (車検含む)
	H26.12.31	(有)ニュースコーポレーション			自動車 (車検含む)
	H27.1.31	くるまや セルヴィス			自動車
店名変更	H27.1.8	旧: 村上自動車(株) (マツダオートザム今治東) →新: 村上自動車(株)	今治市矢田甲 662-3	(0898)22-3678	自動車 (車検含む)
取消 (店舗)	H27.1.10	(株)ホンダ四輪販売四国	喜光地店		自動車 (車検含む)
追加 (店舗)			オートテラス空港通り		
			新居浜萩生店	新居浜市萩生 1150-4	
		松山空港通店	松山市空港通 5 丁目 9-3	(089)942-0303	

# 平成25年度特定健康診査・特定保健指導の実施結果について

平成25年度に実施しました特定健康診査・特定保健指導の結果について、前年度との比較等による分析を行いました。

## 【特定健康診査について】

### 1 受診率等の状況（表1）

平成25年度の受診率は、組合員については目標を達成していますが、被扶養者については目標をわずかながら回っています。

### 2 階層化結果の状況（表2）

平成25年度は特定健康診査に基づく階層化の結果、男性の約3割、女性の約1割が保健指導（動機付け支援、積極的支援）の対象となっています。各

表1 平成25年度特定健康診査受診率等

区分	組合員	被扶養者 (任継含む)	合計
対象者数 (人)	9,262	3,970	13,232
受診者数 (人)	8,810	1,903	10,713
受診率 (%)	95.1	47.9	81
目標受診率 (%)	95	50	82

表2 平成25年度 所属所別の特定健康診査実施者の階層化結果

	情報提供(メタポに該当しない方)			動機付け支援(メタポ一歩手前の方)			積極的支援(メタポのリスクが高い方)		
	順位	所属所名	該当者の割合(%)	順位	所属所名	該当者の割合(%)	順位	所属所名	該当者の割合(%)
男性組合員	1	大洲地区広域消防事務組合	81.7	1	市立八幡浜総合病院	18.2	1	上島町	26.8
	2	鬼北町	78.6	2	内子町	17.5	2	内子町	25.8
	3	松山市公営企業局	78.5	3	宇和島市	13.0	3	宇和島市	24.2
	4	伊予消防等事務組合	77.6	4	伊方町	12.7	4	伊方町	24.1
	5	久万高原町	76.8	5	松野町	11.5	5	東温市	23.8
女性組合員	1	内子町	94.7	1	八幡浜地区施設事務組合	18.2	1	八幡浜地区施設事務組合	13.6
	2	砥部町	94.3	2	市立八幡浜総合病院	13.8	2	松前町	7.0
	3	大洲市	94.2	3	上島町	10.3	3	市立八幡浜総合病院	6.9
	4	西条市・市立大洲病院・宇和島市病院局	93.8	4	松前町	9.3	4	愛南町	6.3
				5	宇和島地区広域事務組合	9.1	5	上島町	5.1

階層別に該当者の割合が多い所属所は、左表のとおりです。

### 3 喫煙状況

男性の約3割が喫煙者であり、若い年齢層の方に喫煙率が高い傾向が見られます。

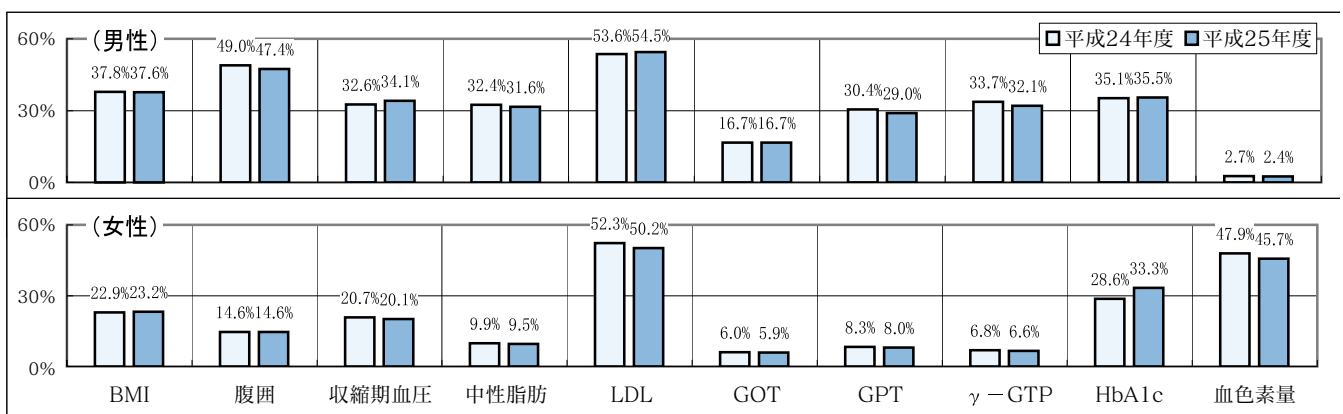
### 4 検査項目別の有所見者率状況(図1)

前年度と比較して、有所見者の割合は、男女とも10の検査項目のうち、半分以上の項目でわずかではあります。減少傾向が見られます。

有所見者率が突出しているのはLDLコレステロールで、男女とも50%を超え、2人に1人は血中脂質異常があります。脂質異常は動脈硬化をまねき、脳梗塞や心筋梗塞等の重大な病気の追加リスクとなります。

HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）については、前年度と比較して男女とも有所見率が増加しており、特に女性は4.7ポイント増加しています。また、男女とも有所見率が30%を超え、3人に1人は血糖状態に異常があります。これを放置すれば、糖尿病や腎不全等へ重症化する恐れがあり、生活改善、適切な治療等が必要です。また、男性は10の検査項目のうち7項目で有所見率が30%を超えており、複数のリスク保持者が多いことがわかります。

図1 平成24年度と平成25年度の検査項目別の有所見率の比較



5 特定健康診査結果への対応について  
生活習慣病の発症・重症化は、所属所における人的資本の損失、また共済組合においても医療費の増加につながります。今後、所属所と共済組合が協働して、受診勧奨や有効な重症化予防対策を講じることが必要であると考えています。

【特定保健指導について】

1 利用率等の状況（表3）

平成25年度の特定保健指導において、利用者の割合は目標実施率を上回っていますが、終了者の割合はわずかに下回っています。特に、被扶養者は目標を大きく下回っています。

組合員については、共済組合の保健師等が所属所を訪問して面接を行っていますので、保健指導対象になった方は、生活習慣等の改善のために必ず利用をお願いします。被扶養者については、特定保健指導対象者の方に「特定保健指導利用券」をご自宅宛に随時送付しています。契約実施機関で無料で利用できますので、組合員の方から勧めてくださいるようお願いいたします。

2 特定保健指導の有無による検査値の増減の比較（図2）

平成24年度の特定保健指導対象者のうち、保健指導を受けた方と受けなかった方の平成25年度の検査値を比較

表3 平成25年度特定保健指導利用率等

区分	種別	利用者数 (対象者数)	利用者の 割合(%)	終了者の 割合(%)	目標実施 率(%)
動機付け 支援	組合員	180(740)	24.3	26.2	29
	被扶養者	9(110)	8.2	9.1	21.7
積極的 支援	組合員	284(1,211)	23.5	19.7	18
	被扶養者	2(57)	3.5	0	20.6
合計		475(2,118)	22.4	20.9	22

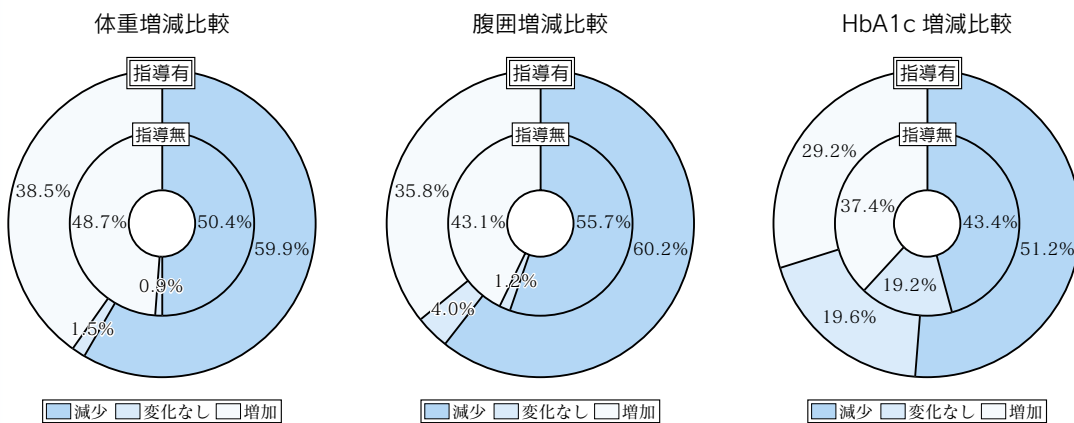
※終了者には、前年度の特定健康診査の結果に基づき特定保健指導の利用者で前年の国への報告後に終了した者を含む。

すると、保健指導を受けた方は、体重・腹囲・血糖値いずれの検査項目も前年度より数値が減少している割合が高く、改善傾向が見られます。

3 特定保健指導の有無による保健指導レベルの変化（図3）

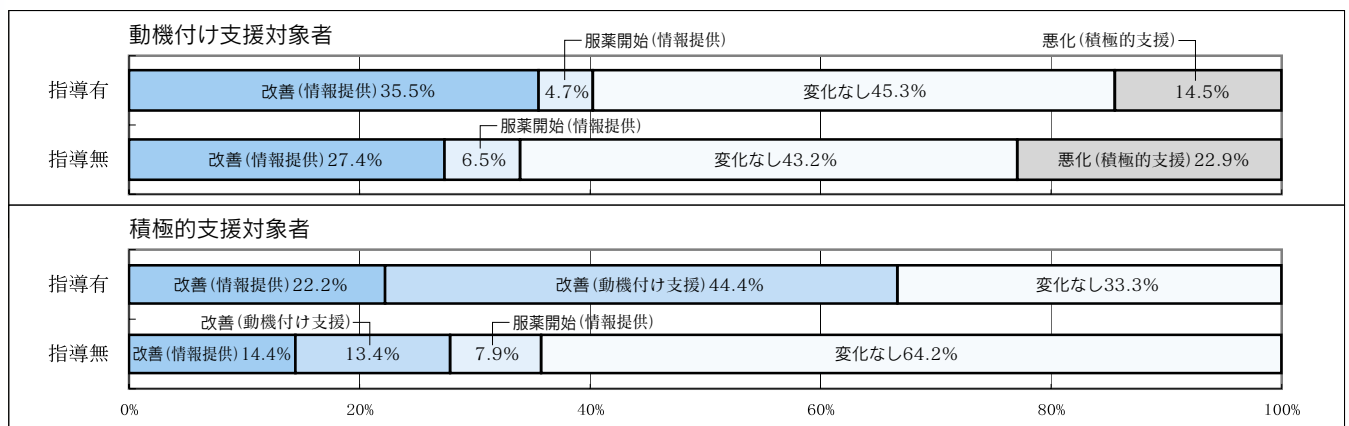
平成24年度の特定保健指導対象者のうち、保健指導を受けた方と受けなかった方の平成25年度の保健指導レベルの割合を比較すると、保健指導を受けた方のほうが改善の割合が高く、保健指導の効果が表れていることがわかります。

図2 特定保健指導の有無による検査値の増減の比較（平成24～平成25年度）



4 今後の対応について  
重症化予防の観点から、特定保健指導対象者には終了までの継続的な利用の促進、要治療レベルの対象者については早期に適切な治療を受けるよう受診を促したいと考えています。

図3 特定保健指導の有無による保健指導レベルの変化（平成24～平成25年度）



# 人間ドック等申込状況

平成27年度の人間ドック等申込状況は、次表のとおりとなりました。

現在健診機関との調整を行っておりますが、第一希望の申込内容での決定とならない場合もありますので、ご了承ください。また、申込後の健診機関・利用区分の変更はできません。

「人間ドック等利用券」は、4月利用者分を3月中旬に、以後随時配付いたしますので、お手元に届きましたら健診日まで紛失しないように保管し、当日健診機関にご提出ください。利用券の提出がない場合は、助成を受けることができませんので、ご注意ください。

平成27年度人間ドック等申込状況 (人)

種別 利用区分	組合員	被扶養者	合計
1日	8,325	1,760	10,085
2日通院	532	5	537
1泊2日	395	9	404
脳ドック	312	—	312
合計	9,564	1,774	11,338

## ★年金者連盟からのご案内★

年金受給者になられたらぜひ年金者連盟にご加入を！  
年金請求待機者の方も連盟活動にご参加ください！！

### 年金者連盟とは：

「愛媛県市町村職員年金者連盟」は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員であった方で、全国市町村職員共済組合連合会から年金を受給され、年金者連盟に加入された方を会員とする団体です。

また、年金請求待機者の方も連盟活動に参加(会費免除)して頂けます。年金者連盟は、年金受給者の退職後における会員相互の親睦と経済生活の向上(年金改善運動)を目的に昭和43年に設立され、現在の会員数は約9200名となっており、県下郡市による18の支部に分かれて活動しています。

### 主な活動と事業

- 1 各支部(又は分会)の総会開催時の年金制度改正の説明や年金相談
- 2 年金受給者の処遇改善の陳情を全国の連盟と共に実施
- 3 会員の金婚・長寿(古希・喜寿・米寿・白寿)の慶祝と弔慰金の給付
- 4 「連盟だより」の年2回発行

### 5 団体傷害保険・団体疾病保険・がん保険の斡旋など

### 連盟の会費と加入方法

会費の額／年金額に応じ年間500円～5000円  
会費納入方法／毎年4月の年金支給期に年金から控除(新規加入の年度は、会費徴収免除です。)

加入方法／「年金者連盟加入届」住所・氏名等を記入捺印のうえご提出下さい。

### お問い合わせ

ご不明な点や詳細は、共済事務担当課、または、愛媛県市町村職員年金者連盟  
TEL089-9211-5651まで

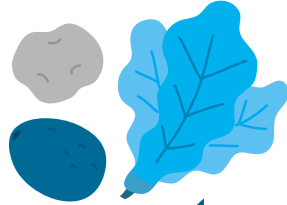


# 食生活で検査数値を改善!

監修 ● 女子栄養大学 非常勤講師 医学博士 関谷 剛

## 血圧が高い

ホウレンソウ、アボカド、ジャガイモなどカリウムが豊富な食材とDHA・EPA、カルシウムを含む食品を!



### まずは塩分を減らそう!

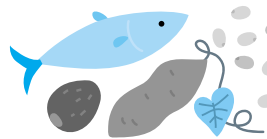
- **カリウム** 塩分を体外に排出します。野菜、イモ類のほか、果物、豆類、海藻類にも豊富です。
- **DHA・EPA** 動脈硬化を防ぎ、血圧を調整します。イワシやアジなど青背の魚に含まれます。
- **カルシウム** 不足すると血圧を上昇させます。小魚や乳製品で摂取しましょう。

**Point** 塩分の代わりに調味料として、酢やスパイスを活用しましょう。

## 血中脂質が異常

中性脂肪・LDLコレステロールが高い  
HDLコレステロールが低い

サバ、イワシ、アジなど、DHA・EPAを含む魚と食物繊維が豊富な食品や大豆製品を!



### 脂っこいものは控えよう!

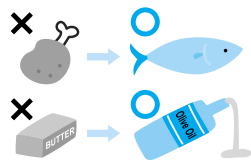
- **DHA・EPA** 中性脂肪を低下させます。
- **食物繊維** 消化・吸収のスピードを抑えて、中性脂肪の上昇を防ぎます。野菜やイモ類、果物などに豊富に含まれます。
- **大豆製品** LDLコレステロール値を下げる成分を多く含みます。

**Point** 肉や魚卵など、高コレステロールの食品はほどほどに。脂っこい料理が多い洋食より、野菜たっぷりの和食がおすすめです。

## 血糖値が高い

空腹時血糖・ヘモグロビンA1cが高い

肉よりもサバ、マグロなどの魚を、油はオリーブ油を選び、食事の際は食物繊維が多い食品から食べる!



### 食べすぎは禁物!

- **青背の魚、オリーブ油** 不飽和脂肪酸が多く、血糖値を抑制します。
- **食物繊維** 食事の最初に摂取すると、食後の血糖値の急上昇を防ぎます。野菜やキノコ類、海藻類に豊富に含まれます。

**Point** 腹八分目で3食規則正しく食事を。食べすぎは禁物です。特に主食・アルコール・菓子類などの糖質は、適量にとどめましょう。

「健診の結果はオールA判定!」なんて人、そうはいません。病気というほどではないけれど検査数値を改善したいという人は、まずは食事から見直してみましょう。“いろいろな食材をバランスよく!”が健康食の基本ですが、検査数値が示すからだの声に少し耳を傾けて、からだが喜ぶ食材をとってみましょう。

## 健診結果

改善 太郎 (45歳)

血圧	.....
中性脂肪	.....
HDLコレステロール	.....
LDLコレステロール	.....
空腹時血糖	.....
ヘモグロビンA1c	.....
尿酸	.....

## 尿酸値が高い

水分は1日2リットル以上とり、野菜、キノコ類、海藻類を!



### プリン体の多い食品やアルコール、果物は控えめに!

- **水分** 尿の量を増やし、尿酸の排泄を促します。水やお茶など、糖分を含まない水分をとりましょう。
- **野菜、キノコ類、海藻類** 尿をアルカリ性にして、尿酸を溶けやすくします。

**Point** レバーやホルモン、魚介類の干物など、プリン体の多い食品、アルコール、果糖の多い果物などは、尿酸値を上げるのでとりすぎに注意しましょう。

期間：平成 27 年 3 月 1 日～5 月 31 日

春のおすすめプラン

# 伊予路プラン春



## ～お品書き～

- 小鉢 蕪と菜の花 梅酢和え
- 吸物 蛤 すまし汁
- 刺身 真蛸の造り
- 焼物 寒鯖塩焼き
- 一人コロ 伊予牛ステーキ
- 揚物 春野菜 かき揚げ
- ご飯 山菜と桜海老ご飯
- デザート 季節のフルーツ

1泊2食付

お1人様 **7,100円**

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

### 「四国旅劇場」ご利用中のお客様へ

「四国旅劇場」につきましては平成 27 年 3 月 31 日をもって終了とさせていただきます。4 年間にわたりまして、この旅劇場をご利用賜り誠にありがとうございました。なお、現在お手持ちのスタンプにつきましては、平成 27 年 4 月 1 日以降はご利用できませんのでお早めにご利用ください。

### 「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

## 「四国旅劇場」

平成27年3月31日まで

どこに宿泊されても 1 県目 お一人様 1 泊2食付 7,500円(税込)

2 県目 10%off 3 県目 50%off 4 県目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!

詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約はお電話にて好評承り中♪

ご予約・お問い合わせは

## えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



おにやま丸  
鬼王丸(鬼北町)

表紙によせて

全国の自治体のうち「鬼」の文字が入る唯一の町、鬼北町では「鬼の町づくり」を進めています。そのシンボルとして造形作家竹谷隆之氏協力のもと建立された「鬼王丸」が2月1日にお披露目となりました。身長5メートル、体重700キロ、大きな角にむき出しの牙、威嚇するように睨む目つきと筋骨隆々の肩には鬼北町特産の雉がとまり、威厳の魔力と圧倒的な存在感で訪れる人々に勇気と元気を与えてくれます。

また、3月下旬から4月上旬にかけては「四万十街道ひなまつり」も開催予定です。200体を超える雛人形や、キャンドルに彩られた幻想的な座敷雛などが道の駅や商店街に展示されます。みなさんも魅力溢れる「鬼」の町を散策してみませんか。

### —組合の現況—

(平成 27 年 1 月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,673人
男	9,583人
女	5,090人
◎平均給料月額(短期)	322,000円
◎被扶養者数	17,393人
(含任継)	内176人
◎任意継続組合員	268人
◎年金受給者数	17,001人